

令和4年8月25日

保護者の皆様

仙台市教育委員会
仙台市立生出小学校

新型コロナウイルス感染症に係る学校の対応等について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株のBA.5系統を中心とするこれまでに経験のない感染拡大が全国的に続いており、本市においても、この変異株による新規感染者数が増加しています。

こうした状況を受けて、令和4年8月5日に宮城県において、「みやぎBA.5対策強化宣言」が発令されています。そのような中で夏季休業後の学校教育活動が再開されましたが、これまでの感染拡大防止策を緩みなく継続するとともに、児童生徒等が持続的に教育を受ける権利を保障していくため、各校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減する学校運営を行ってまいります（別紙参照）。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

また、保健所による陽性者への連絡体制が変更になっています。これを受けて、学校では下記の通り取扱いますので、ご対応いただきますようお願いいたします。

※保健所による陽性者への連絡体制については、仙台市公式ホームページ内「新型コロナウイルス感染症特設ページ」(<https://www.city.sendai.jp/kikikanri/kinkyu/corona2020/index.html>)でご確認ください。

記

1 新型コロナウイルス感染症に係る学校の対応等について

別添の通りです。

2 児童生徒が陽性になった場合の学校への連絡について

【変更前】

保健所から発症日が示され、それを保護者が学校に伝えていました。

【変更後】

以下の基準に基づく発症日（※）を、保護者が自身で確認し学校に伝えてください。

症状がある場合 ⇒ 症状を自覚した日

※発症日は、37度以上の発熱、咳、咽頭痛、鼻水、頭痛、倦怠感などの風邪症状、下痢などの消化器症状、味覚・嗅覚障害が出現し始めた日のことです。

○参考リンク「症状がある方の待機期間について」

<https://www.city.sendai.jp/kenkoanzen-kansen/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryo/kansensho/shippebetsu/kansensho/shoujougaaarukata.html>

症状がない場合 ⇒ 検体を採取した日

○参考リンク「症状が無い方の待機期間について」

<https://www.city.sendai.jp/kenkoanzen-kansen/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryo/kansensho/shippebetsu/kansensho/mushoujounotaiki.html>

3 児童生徒が陽性になった場合の休日等の連絡体制について

休日等は、学校へ電話連絡ができないことから、8月27日（土）以降は後日学校から一斉メールにてお知らせする「新型コロナウイルス感染症休日連絡専用メールアドレス」へメールで連絡してください。

【注意事項】

- (1) 休日の連絡は、感染可能期間（発症日の2日前以降）に登校していた場合のみ、メールでの連絡をお願いいたします。感染可能期間に登校していない場合は、休日明けに通常の連絡方法で学校にお知らせください。
- (2) メールで連絡する場合は、個人情報保護の観点から、件名に学年学級とお子さんのお名前のみを入力してください。（例：4年3組 仙台太郎）
※本文は空欄のまま構いません。
- (3) メールでの連絡を受けた後、後日学校より状況を確認させていただきます。
- (4) 専用メールは、休日の感染症対応のみの連絡手段となりますので、その他の目的の使用はご遠慮ください。
- (5) このメールは保護者のみの運用とし、お子さんを含め、他の方にアドレスを口外することのないよう厳重に管理願います。

（仙台市教育委員会事務局健康教育課）